

大阪市会図書館における窓口業務等会計年度任用職員要綱

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、大阪市会図書館における窓口業務等会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

会計年度任用職員の選考は、口述試験により行う。

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

「勤務日数」

1日6時間の勤務時間で週5日の勤務日

「勤務時間・休憩時間」

午前10時45分～午後5時30分（休憩45分を含む）

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 平成24年4月1日施行の市会事務局市会図書館における窓口業務等を行う非常勤嘱託職員要綱については、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。